

## 目 次

|  |    |
|--|----|
| 教育委員会規則                                  |    |
| ○北海道立学校条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則             | 23 |
| 教育長訓令                                    |    |
| ○教育長事務委任規程の一部を改正する教育長訓令                  | 24 |
| 告示                                       |    |
| ○公印の廃止について                               | 24 |
| ○公印の改刻について                               | 24 |
| ○平成23年度北海道学校給食功績者表彰について                  | 24 |
| 通知・通達・照会                                 |    |
| ○北海道立学校条例施行規則第11条の2の規定による「著しく大規模な災害」について | 25 |

### § 公布された教育委員会規則のあらまし §

#### ◆北海道立学校条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第16号）

##### 1 趣旨

東日本大震災による被災者に係る道立高等学校及び中等教育学校の入学検定料等の免除について必要な事項を定めるため、この教育委員会規則を制定することとした。

##### 2 内容

(1) 入学若しくは他の学校からの転学を志願する者、入学者、中等教育学校の前期課程から後期課程に進級する者若しくは生徒又はこれらの者の学資を主として負担する者が著しく大規模な災害（教育長の定めるものに限る。）により被害を受けた者である場合における高等学校及び中等教育学校の入学検定料、入学料、進級料、寄宿舎使用料又は授業料を免除することができることとした（第11条の2関係）。

(2) 東日本大震災による被災者に係る入学検定料、入学料及び進級料の徴収の猶予に関する規定を削ることとした（附則関係）。

##### 3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行し、改正後の北海道立学校条例施行規則第11条の2の規定は、平成23年3月11日から適用することとした。

## 教育委員会規則

北海道立学校条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成23年 7月26日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

### 北海道教育委員会規則第16号

北海道立学校条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立学校条例施行規則（平成元年北海道教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

（入学検定料等の免除）

**第11条の2** 入学若しくは他の学校からの転学を志願する者、入学者、中等教育学校の前期課程から後期課程に進級する者若しくは生徒又はこれらの者の学資を主として負担する者が著しく大規模な災害（教育長の定めるものに限る。）により被害を受けた者である場合は、当該入学若しくは転学を志願する者の入学検定料、当該入学者の入学料、当該進級する者の進級料又は当該生徒の寄宿舎使用料等の全部又は一部を免除することができる。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行し、改正後の北海道立学校条例施行規則第11条の2の規定は、平成23年3月11日から適用する。

## 教 育 長 訓 令

## 北海道教育委員会教育長訓令第16号

庁 中 一 般  
所 管 機 関

教育長事務委任規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成23年 7月26日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

教育長事務委任規程の一部を改正する教育長訓令

教育長事務委任規程（昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 入学検定料、入学料又は進級料の免除を決定すること。

附 則

この教育長訓令は、令達の日から施行する。


## 告 示

## 北海道教育委員会告示第58号

次の公印を、平成23年 6月27日限りで廃止した。

平成23年 7月26日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子


| 公印の種別          | 規 格    | 印 影  |
|----------------|--------|--|
| 北海道釧路湖陵高等学校長の印 | 20mm平方 |  |

## 北海道教育委員会告示第59号

次の公印を改刻し、平成23年 6月28日その使用を開始した。

平成23年 7月26日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

| 公印の種別          | 規 格    | 印 影   |
|----------------|--------|---|
| 北海道釧路湖陵高等学校長の印 | 20mm平方 |  |

## 北海道教育委員会告示第60号

次の者を、北海道学校給食功績者表彰要項（昭和56年 4月 3日教育長決定）の規定に基づき、平成23年度北海道学校給食功績者表彰被表彰者として、平成23年 7月 6日に決定した。

平成23年 7月26日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 津別町学校給食センター調理員      | 阿 部 貞 子 |
| 北海道遠軽高等学校給食調理員（非常勤） | 石 山 幸 子 |
| 今金町学校給食センター調理員      | 伊 藤 睦 子 |
| 枝幸学校給食センター調理員（非常勤）  | 工 藤 辰 代 |
| 札幌市立共栄小学校栄養教諭       | 坂 谷 文 恵 |
| 札幌市立清田小学校調理員        | 須 藤 和 子 |
| 江別市立中央小学校栄養教諭       | 野 坂 八代子 |
| 洞爺湖町立とうや小学校栄養教諭     | 藤 川 知 子 |

北海道南幌養護学校栄養教諭  
江差町ほか2町学校給食センター調理員

宝 利 靖 子  
渡 部 英 子

---

通知・通達・照会

---

教 高 第 666 号  
平成23年7月26日

各 教 育 局 長  
各 道 立 高 等 学 校 長 様  
北海道登別明日中等教育学校長

北海道教育委員会教育長

北海道立学校条例施行規則第11条の2の規定による「著しく大規模な災害」に  
ついて（通知）  
このことについて、東日本大震災を指定したので通知します。

（学校教育局高校教育課高校予算グループ）

